



# 子育て支援のお知らせ

つどいの  
広場

児童センターでは、乳幼児の親子が交流する「広場」（前原つどいの広場・日の出つどいの広場・児玉つどいの広場）を下表の講座開催日の午前9時～午後2時の間、開放しています。

## ◆親子でふれあうあそびの講座（午前10時～11時）

	前原児童センター ☎09820	日の出児童センター ☎0420	児玉児童センター ☎6805
2月1日(月)	ビニール袋あそび	節分製作（鬼の帽子）	パネルシアター
3日(水)	ぬりえあそび	ママサロン（本庄子育てネット）	節分製作（牛乳パックの豆いれ）
5日(金)	子育てサロン「ゆうゆう」 「話して広げようママ友の輪」	おりがみあそび	はないちもんめであそぼう
8日(月)	大きな絵をかこう	パネルシアター	音あそび
10日(水)	おひなさま製作	ふれあいうたあそび	おりがみあそび
12日(金)	運動あそび	スタンプあそび	ロープあそび
15日(月)	シアターあそび	まねっこあそび	おひなさま製作
17日(水)	親子体操（講師：立石明子先生）	子育てサロン「ゆうゆう」 「話して広げようママ友の輪」	風船あそび
19日(金)	おりがみあそび	おひなさま製作	大型絵本
22日(月)	布あそび	パラバルーンあそび	子育てサロン「ゆうゆう」 「話して広げようママ友の輪」
24日(水)	手作りおもちゃであそぼう	お花紙あそび	親子体操（講師：立石明子先生）
26日(金)	自由あそびと2月生まれの誕生日カードプレゼントの日		
29日(月)	シールあそび	マグネットシアター	ふれあいうたあそび
3月2日(水)	パラバルーンあそび	ママサロン（本庄子育てネット）	おりがみあそび
4日(金)	子育てサロン「ゆうゆう」 「おもちゃを作ってあそぼう」	絵本と工作（講師：小関清美先生）	ペーパーサート
7日(月)	ふれあいうたあそび	小麦粉ねんどあそび	ふかふかアザラシを作ってあそぼう
9日(水)	しゃぼんだまであそぼう	ママビクス（講師：入美由紀先生）	絵本と工作（講師：小関清美先生）

■子育てサロン「ゆうゆう」は子育て応援団「本庄びすけっと」のご協力をいただき開催しています。

ママサロンでは、親子で楽しめる歌や手遊び、絵本の読み聞かせや季節の工作（つどいの広場のみ）をしています。初めて参加した人でも楽しくおしゃべりできる場所で、育児相談なども受けています。

●会場 子育て支援センター（いずみ保育所内）☎4891

日程	時間
2月2日から23日までの 毎週火曜日	午前10時30分～11時30分

■ママサロンは本庄子育てネットのご協力をいただき開催しています。



# 育児相談・学級

●会場：本庄市保健センター☎2003

相談・学級	内容	日時	申込
すくすく相談	身長・体重の計測、 育児・栄養相談	2月25日(木)・3月17日(木) 午前9時30分～11時 (15分ごとに3組ずつ実施) ※3月17日(木)は、アスパアこだま で実施	定員あり。 各実施月の1日から本庄市保健セ ンターへ（電話による育児相談は 随時受付）
母乳相談	母乳に関する相談	2月25日(木) 午前9時30分～11時(15分ごと)	
おや親タマゴ 「はじめて生活 with ベビー」	妊娠中の生活、お風呂 の入れ方の実習など	2月27日(土) 午前9時30分～正午	定員あり（随時受付）

※講座の内容は変更になる場合があります。



# 子育て家庭を支援する 制度をご存じですか

次代の社会を担う児童の家庭を経済的に支援する福祉制度があります。該当する人は早めの手続きをお願いします。

問 子育て支援課☎11330 市民福祉課☎1333

## 児童扶養手当

父母の離婚、死亡などによって、父又は母と生計を同じくしていない子どもを育てている人や、子どもを育てている父又は母に一定の障害があるときなどに支給する手当です。

※子どもが施設などに入所している場合は受けられません。

### 平成27年度手当支給月額（物価スライド）

子ども1人の場合	月額	42,000円
子ども2人の場合	月額	47,000円

※3人目以降は1人につき3,000円加算。

※所得や公的年金の受給状況に応じた支給停止措置（減額など）があります。

## 特別児童扶養手当

精神又は身体に一定の障害がある20歳未満の子どもを育てている人を対象に支給する手当です。

※子どもが障害による公的年金を受け取ることができる場合、又は施設などに入所している場合は受けられません。

### 平成27年度手当支給月額（物価スライド）

重度障害の子ども1人につき	月額	51,000円
中度障害の子ども1人につき	月額	34,030円

## 児童手当

中学校修了前（15歳になる日以後の最初の3月31日まで）の児童を育てている人で、家計を支えている人に支給する手当です。

※父母ともに養育している場合、原則、請求者は所得の高い人になります。

※公務員の人は職場で申請となります。

### 手当支給月額（所得制限限度額未満の保護者）

3歳未満（誕生日の月まで）	15,000円
3歳以上小学校修了前	第1・2子 10,000円 第3子以降 15,000円
中学生	10,000円

### 手当支給月額（所得制限限度額以上の保護者）

0歳から中学生まで	一律	5,000円
-----------	----	--------

※第〇子とは、18歳になる日以降の最初の3月31日までの児童の順番です。

## CHECK!!

- 申請し、認定されると申請月の翌月分から支給対象となります。
- 各手当は重複して受給することができます。
- 特別児童扶養手当・児童扶養手当は、申請する人やその配偶者及び同居等生計を同じくしている扶養義務者（申請者の直系血族、兄弟姉妹）の所得が制限額を超える場合は支給停止となります。

# 一人で子育てをがんばっているあなたのために

## 母子家庭等自立支援給付金制度

※支給期間及び支給額は変更になる場合があります。

### 高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母及び父子家庭の父が資格を取得するため、2年以上養成機関等で修業する場合に給付金を支給します。

●支給期間 修業期間の全期間が対象（上限2年）

※3年間修業する場合の3年目は、母子等福祉資金貸付制度が利用可能。

●対象資格 看護師、理学療法士、作業療法士等

●申請方法 事前相談のうえ支給申請し、支給が決定した場合は、毎月給付金の請求をしてください。

### 支給月額

市民税非課税世帯	100,000円
市民税課税世帯	70,500円

## 修了支援給付金

高等職業訓練促進給付金受給者に、養成課程修了後に支給します。

●支給額 市民税非課税世帯は50,000円、市民税課税世帯は25,000円

### 自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母及び父子家庭の父が指定対象講座を受講し修了した場合、費用の一部を支給します。

●対象講座 雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座等（介護福祉士実務者研修や医療事務等）

●支給額 費用の20%に相当する額（上限10万円。4千円を超えない場合は支給されません）。

●申請方法 事前相談のうえ、講座申込前に対象講座の指定申請をし、修了後1か月以内に給付金申請をしてください。

